

## 創エネルギーのまち・いとしま推進補助金（家庭用蓄電池）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、エネルギーの自給自足・地産地消による都市機能が構築された「創エネルギーのまち・いとしま」の実現を目指して、再生可能エネルギーの自家消費を促進するため、家庭用蓄電池設備を設置した市民に対し、市が予算の範囲内において創エネルギーのまち・いとしま推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、糸島市補助金等交付規則（平成22年1月1日規則第55号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める。

- （1）住宅 戸建の専用住宅又は併用住宅の用に供する家屋（これらの住宅の同一敷地内にあり、住宅に付属する車庫等の家屋、設備を含む。）をいい、マンションやアパート等の集合住宅、保養所、寄宿舎等は含まない。
- （2）太陽光発電設備 太陽電池モジュールを利用して電気を発生させるための設備及びこれに付属する設備をいい、本要綱においては太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い値（kW表示の小数点以下2桁未満切捨）が10kW未満の設備に限る。

（補助金の交付対象設備）

第3条 補助金の交付対象となる家庭用蓄電池設備（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- （1）別表第1に掲げる仕様に適合するものであること
- （2）居住する住宅に設置した太陽光発電設備により発電した電気を蓄電するものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源ではなく、平時においても充放電を繰り返すことを前提とした設備であること
- （3）定置用の設備であること
- （4）商用化され、導入実績があること
- （5）中古設備でないこと
- （6）導入する蓄電システムの合計額が10万円（工事費込み、消費税及び地方消費税を除く。）以上であること
- （7）既存設備の置換や増設でないこと

（補助金の交付対象者）

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- （1）第6条の規定による交付申請の時点において、太陽光発電設備を設置している住宅に補助対象設備を設置した者
- （2）第6条の規定による交付申請の時点において、補助対象設備を設置した住宅の不動産登記簿に所有者として記載されている者

- (3) 第6条の規定による交付申請の時点において、補助対象設備を設置した住宅に居住して住所と定め、本市の住民基本台帳に記載されている者
- (4) 補助対象設備の設置工事にかかる契約を令和5年4月1日以降に締結した者
- (5) 第6条の規定による交付申請の時点において糸島市税を滞納していない者
- (6) 補助対象設備について、国、福岡県または糸島市から補助金等を受けていない、または受ける予定がない者
- (7) 糸島市暴力団排除条例（平成22年条例第200号）第2条に規定する暴力団または暴力団員等でない者  
（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、10万円とする。

- 2 補助金は、1の住宅等につき1回に限り交付する。  
（交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象設備の設置工事にかかる代金の支払日又は補助対象設備の引き渡しを受けた日のいずれか遅い日から1年以内に、創エネルギーのまち・いとしま推進補助金（家庭用蓄電池）交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、別表第2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 交付申請の受付は、当該会計年度の予算の範囲内において先着順に行うものとする。  
（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請等があったときは、その内容を審査のうえ、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。  
（交付請求）

第8条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金交付請求書（様式第3号）を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金の支払いを行う。  
（補助金の交付決定の取消し等）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、その者に通知するものとする。  
（補助金の返還）

第10条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し補助金返還命令書（様式第5号）により期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(現地調査等)

第 11 条 市長は補助金の交付事務を適正かつ円滑に行うため、必要に応じて申請者又は交付決定者に対し報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係） 蓄電池の仕様

1. 蓄電池パッケージ

(a) 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナ等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

2. 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(a) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）

(b) 定格出力

認証書に基づく系統側の定格出力を指定し登録対象機器の添付書類に明記すること。定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(c) 出力可能時間の例示

①複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力 (W) と出力可能時間 (h) の積で規定される容量 (Wh) が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

②購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(d) 保有期間

交付金の支給を受けて対象システムを購入した場合、所有者（購入設置者）は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象機器の添付書類に明記し、所有者（購入設置者）へ注意喚起を行うこと。

(e) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、または回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

(f) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。

3. 蓄電池部安全基準

(a) リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。

※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

(b) リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 10 号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。

4. 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

(a) 蓄電システム部が「JIS C4412-1」または「JISC4412-2」に準拠したものであること。

※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

5. 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

(a) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

6. 保証期間

(a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

別表第2（第6条関係） 交付申請書に添付する書類

種類	書類の内容
設備関係	①補助対象設備の設置に要した費用内訳が記載された契約書の写し ②①に係る代金支払いの領収書の写し ③設置した補助対象設備の仕様を確認できるメーカーカタログ等 ④設置した補助対象設備の保証書の写し ⑤太陽光発電設備が稼働していることを証する書類（売電にかかる明細書の写し等。設置後に売電実績がない場合は、系統連系にかかる書類等） ⑥太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い値(kW表示の少数点以下2桁未満切捨)が10kW未満の設備であることを証する書類
申請者関係	⑦糸島市税に滞納がないことの証明書（発行から3月以内のもの） ⑧住民票の写し（発行から3月以内のもの） ⑨委任状（交付申請に係る手続きを代理人に委任する場合）
住宅関係	⑩補助対象設備を設置した住宅に係る登記事項証明書（発行から3月以内のもの。インターネットで取得した照会番号付き登記情報に代えることができる） ※既存住宅で未登記の場合は、最新年度の固定資産評価証明書に代えることができる（賦課期日後に売買等により所有者が変わった場合は、売買契約書等の写しも添付）。 ※新築住宅で未登記の場合は、建築にかかる契約書の写し又は売買契約書の写しに代えることができる。 ⑪補助対象設備を設置した住宅が共有物であるときは、すべての共有者の設備設置承諾書
その他	⑫その他市長が必要と認める書類

※1…交付申請時に、窓口で申請者の本人確認書類（交付申請に係る手続きを代理人に委任する場合は、代理人の本人確認書類）の提示を求める。

※2…本人確認書類は、公的機関が発行した運転免許証やマイナンバーカード等の顔写真付きのものは1点、公的機関が発行した健康保険証等の顔写真のないものは2点の提示を求める。